

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

### 1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が 1 者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、指名競争入札を実施する予定です。

### 2 業務の概要

- (1) 委託名 離乳前子猫の飼養及び譲渡事業委託（単価契約）
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務目的 離乳前の子猫の飼養及び譲渡を事業者に委託することで譲渡を促進することを目的とする。
- (4) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 応募要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示 120 号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、役務部門に登録があること。現在、有資格者名簿に登載がない者も参加意思確認書を提出することができるが、参加意思確認書の提出と併せて有資格者名簿に登載されている者と同等であるとの認定を受けること。
- (3) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条第 1 項に規定する動物取扱業のうち譲受飼養業の登録を有していること
- (5) 猫の飼養を行う者は適切な研修を受け、1 年以上の授乳期子猫の飼養及び譲渡経験があること。

#### 4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付	公示日～令和8年2月10日(火)
説明書等に関する質問受付	令和8年2月2日(月)午後5時まで
説明書等に関する質問回答	令和8年2月6日(金)午後5時頃掲載予定
参加意思確認書の提出	公示日～令和8年2月12日(木)まで 各日午前9時から正午、午後1時～午後5時 (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
指名競争入札実施予定※	令和8年3月頃

※1 応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。指名競争入札を実施する場合には、別途、お知らせします。

#### 5 説明書等に関する質問の受付及び回答

##### (1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【参加者確認質問】離乳前子猫の飼養及び譲渡事業委託（単価契約）」として、岡山市保健福祉局保健所衛生課へ提出すること。  
電子メール：hokenshoeiseika@city.okayama.jp

##### (2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他）へ掲載します。

#### 6 参加意思確認書の提出

##### (1) 提出書類

- ①参加意思確認書（様式1）
- ②動物の愛護及び管理に関する法律に規定する第一種動物取扱業の登録証の写し
- ③1年以上の授乳期子猫の飼養及び譲渡経験があることを確認できる書類

##### (2) 提出方法

持参のみ。

##### (3) 提出場所

岡山市保健福祉局保健所衛生課

#### 7 有資格者名簿に登載されている者と同等であるとの認定を受けるための書類

##### (1) 提出書類

応募者により提出書類が異なるので、事前に必ず時間的に余裕をもって問い合わせ

ること。

(2) 提出方法及び場所

6に記載の参加意思確認書と併せて提出すること。

8 その他留意事項

- (1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
- (2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。
- (4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 参加意思確認書に記載した配置予定技術者は、変更することはできません。  
(※配置予定技術者を必要とする場合のみ)
- (7) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
- (8) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができます。
- (9) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。
- (10) 本手続は、予算その他本市の事情により中止する場合があります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局保健所衛生課（岡山市保健福祉社会館2階）担当：北川

〒700-8544 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話：(086)803-1259

FAX：(086)803-1757

電子メール：[hokenshoeiseika@city.okayama.jp](mailto:hokenshoeiseika@city.okayama.jp)